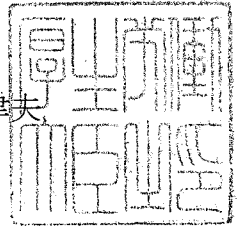




厚生労働省発食安1213第2号
平成22年12月13日

食品安全委員会
委員長 小泉 直子 殿

厚生労働大臣 細川 律夫

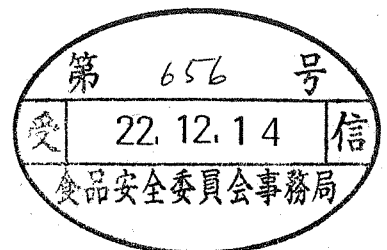


食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第1号の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき、同項の食品の規格として、アフラトキシンM₁の基準を設定すること。



乳中のアフラトキシンM₁に係る食品安全基本法第24条第1項第1号に基づく食品健康影響評価について

1. 経緯

我が国において、アフラトキシンM₁の規格基準は設定されていないが、コーデックス委員会における乳の最大基準値設定の動き等を踏まえ、平成13年度より食品中のアフラトキシンM₁の汚染実態調査等を行ってきたところである。

当該調査研究の結果を踏まえ、本年5月18日に薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会乳肉水産食品部会において、国際的な規制状況及び我が国の汚染実態調査等に基づき、乳中のアフラトキシンM₁について議論が行われ、規格基準設定の検討をすることについて了承を得た。

については、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼するものである。

2. 評価依頼物質の概要

アフラトキシン類は、*Aspergillus flavus*、*A. parasiticus*、*A. nomius*等が産生するかび毒であり、食品での含有が問題となるのはB₁、B₂、G₁、G₂、M₁、M₂の6種類である。飼料中のアフラトキシンB₁は、動物体内で代謝され、アフラトキシンM₁となることが知られており、主に乳へと排泄されることから、畜産物については、乳におけるアフラトキシンM₁汚染が問題とされている。

平成13年のJECFA（FAO/WHO合同食品添加物専門家会合）での評価においては、アフラトキシン類（B₁、B₂、G₁、G₂、M₁）の許容摂取量は示されず、「摂取は合理的に達成可能な値にまで低減されるべき」とコメントされている。

なお、食品中の総アフラトキシン（アフラトキシンB₁、B₂、G₁及びG₂の合算）については、食品健康影響評価結果を踏まえ、食品衛生法第6条第2号に基づく、アフラトキシンB₁を指標とした規制から総アフラトキシンを指標とした規制に移行することについて薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会の了承を得たところである。

3. 今後の方向

食品安全委員会の食品健康影響評価結果を受けた後に、薬事・食品衛生審議会において、乳中のアフラトキシンM₁の規格基準設定について検討する。